



Title	実践的判断力としての身体感覚 —規範的判断過程の現象学的探究—
Author(s)	宮田, 賢人
Citation	大阪大学, 2020, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/76269
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （宮田 賢人）	
論文題名	実践的判断力としての身体感覚 —規範的判断過程の現象学的探求—
<p>論文内容の要旨 本論文の目的は、道徳や正義の根本原理である形式主義的な普遍化可能性原理を個別状況へ適用し、当該状況での実質的な規範的判断を導く実践的能力である「実践的判断力」が何であるかの解明である。</p> <p>序論では、実践的判断力概念を確認し、その解明を試みる意義を論ずる。現代の実践哲学の諸領域で支持を集める普遍化可能性原理は、個別の規範的判断をその普遍化可能性の形式でもって正当化する根本原理であり、自らに実質的な価値内容を含めぬことを特徴とする。つまり、この原理は、問題の行為およびそれを支持する規範や理由が普遍的法則となりうるか、ないし、関係者間の普遍的合意を獲得しうるかという普遍化可能性の「形式」のみを正当化基準とする。だが、いかにして「形式的」な普遍化可能性原理は、個別状況下での規範的判断を「実質的」に導き出すか。本稿はこの際に行使される能力をカントの議論をふまえて実践的判断力と定義し、その解明のために次の三つの問いに取り組む。①実践的判断力が解決すべき課題は何か。②それを果たす実践的判断力とはいかなる能力か。③実践的判断力は絶対的に善い・悪い判断を基礎づける（絶対説）か否か（相対説）。</p> <p>第一部では、カントとその系譜を継ぐハーバーマスの討議理論の内に実践的判断力の問題を位置づけ、各学説を批判した。第一章では、カント自身の議論を、実践的判断力の範型論を中心に整理し、彼の実践的判断力論が上述の問題に十分に答えるものでないことを論ずる。第二章では、現代のカント主義を代表するハーバーマスの討議倫理の主張を、A. ヴェルマー、K. ギュンター、G. シェーンリッヒといった討議倫理の批判者・支持者の主張を整理しつつ批判的に検討し、実践的判断力の問題を討議により解決しようとする討議倫理が討議の無限後退に陥ることを指摘する。第三章では、討議倫理を批判的に発展させたR. フォアストの議論を批判的に考察し、彼の議論の要である「全ての人間に対する正当化への義務」は、思慮ある者に対する義務までしか論証できぬことを指摘する。以上を通じて、実践的判断力の課題は「個別状況における無限数のメルクマールの内から重要なものを、当該状況における思慮ある者たちと共有可能な仕方を選択すること」と整理される（第一の問いへの応答）。</p> <p>第二部では、判断力とアリストテレス的な思慮との関係を念頭に、実践的判断力は徳であるとの仮説を立てて第二・第三の問いに取り組む。第四章では、まず、アリストテレスに即して徳の形式的特徴を整理し、それが形式的な面では実践的判断力の課題を果たしうることを確認する。次に、それが実践的判断力の絶対説と相対説のどちらを支持するかを確認するために、現代の徳論における道徳的ジレンマの議論が検討され、ハードケースでは徳論が相対説を退けられぬことを指摘する。第五章では、引き続き絶対説的な徳論の可能性をめぐり、M. ヌスバウム、Ph. フット、R. ハーストハウスのアリストテレス主義的な自然主義的徳論とD. ヒュームやM. スロートのような「共感」に徳の源泉を求める感情主義的徳論を批判する。第六章では、第五章で顕在化した徳論の課題を解決する理論として、A. マッキンタイアの伝統の合理性論とR. イェッジの生活形式の批判論が検討される。以上を通じて、実践的判断力としての徳という立場は、人間の自然としてのロゴス・一定水準まで発達が予定された共感能力・歴史のテロスといった形而上学的概念を想定せぬ限り絶対説的立場を擁護できないことが結論される。</p> <p>以上の考察をふまえ第三部では、実践的判断力とは身体感覚であり、それは共同体に相対的なため実質的判断も共同体に相対的だという筆者のテーゼを展開・擁護する（第二・第三の問いへの応答）。前半の第七章では、E. フッサールの価値現象学の議論を参照しつつ、身体に局所化された価値評価的な意識作用としての「価値覚」、一言でいえば身体感覚が実践的判断力だと論じた上で、この考えが、定言的価値の意識や価値判断の相対性、価値評価の共有可能性を十分説明しうることを確認する。後半の第八章では、この実践的判断力としての身体感覚論が、第一部・第二部の中で検討してきたカント・アリストテレス・ヒューム主義的な絶対説的立場と比較して、実践的現象の「最良の説明」を提供することを論じる。その論証の要となるのは、筆者の立場が悪と不正の現象の非実体的な説明を提示しうるという点であり、その主張の前提として、「行為」のイメージの再検討や行為の必要条件としての許容性の意識を論ずる。本章では他にも、筆者の立場が自由や責任の現象や絶対説的な実践的理論の発生過程をも十分説明しうることを示した上で、本稿の立場と対立するフッサールの目的論的な倫理学に批判を加える。</p> <p>結論では、本稿の立場の含意を、社会的対立の発生・可謬性の理解・法的判断力、の三つの観点から展開する。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (宮 田 賢 人)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査	教授 中 山 竜 一
	副 査	教授 福 井 康 太
	副 査	准教授 乙 部 延 剛

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の概要

宮田賢人氏の論文「実践的判断力としての身体感覚 —規範的判断過程の現象学的探求—」は、法哲学や道徳哲学の伝統的かつ最も重要な問題設定の一つである「実践的判断力」——すなわち、道徳や法=正義の根本原理としての形式主義的な普遍化可能性原理を個別状況へと適用し、当該状況での実質的な規範的判断を導く実践的な能力——をの問題を取りあげ、それをめぐる近年の議論状況について詳細に検討を加えることを通じて、実践的判断力とは何であるかを解明しようと試みるものである。

まず、序論において、実践的判断力の概念の確認がなされ、その解明を試みる意義が論じられる。現代の実践哲学の諸領域で支持を集める普遍化可能性原理は、個別の規範的判断をその普遍化可能性の形式でもって正当化する根本原理であり、自らに実質的な価値内容を含みぬことを特徴とする。つまり、この原理は、問題の行為およびそれを支持する規範や理由が普遍的法則となり得るか、ないし、関係者間の普遍的合意を獲得し得るかという普遍化可能性の「形式」のみを正当化基準とする。しかし、いかにして「形式的」な普遍化可能性原理は、個別状況下での規範的判断を「実質的」に導出され得るだろうか——この点が明らかにされなければならない。本論文では、この際に行使される能力をカントの議論をふまえて実践的判断力と定義し、その解明のために、次の三つの問いが論じられる。①実践的判断力が解決すべき課題は何か。②それを果たす実践的判断力とはいかなる能力か。③実践的判断力は、「絶対的に善い判断（ないし悪い判断）が存在する」とする立場（道徳上の絶対説）を基礎づけ得るか、あるいは、そうでないか（道徳上の相対説）。

本論第1部では、実践的判断力の問題が、カントとその系譜を継ぐハーバーマスの討議理論の内に位置づけられ、そこから各学説の批判が展開される。第1章では、カント自身の議論が、実践的判断力の範型論を中心に整理され、その実践的判断力論が上述の問題に十分に答えるものではないということが論じられる。第2章では、現代のカント主義を代表するハーバーマスの討議倫理の主張が、A. ヴェルマー、K. ギュンター、G. シェーンリッヒといった討議倫理の批判者・支持者たちの主張と整理=対比されるかたちで、批判的に検討される。そして、そこから、実践的判断力の問題を「討議」により解決しようとする討議倫理は必然的に討議の無限後退というアポリアへと陥るということが主張される。第3章では、討議倫理を批判的に発展させたR. フォアストの議論が批判的に検討され、その議論の要である「全ての人間に対する正当化への義務」は、思慮ある者に対する義務までしか論証できないということが指摘される。以上より、第一の問い「実践的判断力が解決すべき課題は何か」に対する応答として、実践的判断力の課題は「個別状況における無限数のメルクマールの内から重要なものを、当該状況における思慮ある者たちと共有可能な仕方を選択すること」であるとして整理可能である、と論じられる。

次いで、第2部では、判断力とアリストテレス的な「思慮=フローネーシス」との関係を念頭に置きつつ、「実践的判断力とは徳である」という仮説が設定され、それを出発点に第二・第三の問いに対する回答が目指される。第4章では、まず、アリストテレスに即して徳の形式的特徴の整理がなされ、それが形式的な面においては実践的判断力の課題を果たし得るということが確認される。次いで、それが実践的判断力の絶対説と相対説のどちらを支持するかということを確認するために、現代の徳論における道徳的ジレンマの議論が検討され、ハードケースにあっては、

徳論は相対説を退けられないということが指摘される。第5章では、引き続き絶対説的な徳論の可能性をめぐり、M. ヌスバウム、Ph. フット、R. ハーストハウスらアリストテレス主義的な自然主義的徳論とD. ヒュームやM. スロートのような「共感」に徳の源泉を求める感情主義的徳論について、批判的な検討な検討が加えられる。第6章では、第5章で顕在化した徳論の課題を解決し得る理論として、A. マッキンタイアによる伝統の合理性にかんする議論とR. イェッギの生活形式の批判論が取りあげられる。以上の議論を通じ、「実践的判断力としての徳」という立場は、「人間の自然としてのロゴス」や、一定水準まで発達が予定された「共感能力」、あるいは「歴史のテロス」といった、何らかの形而上学的概念をあらかじめ想定しない限り、絶対説的立場を擁護することはできない、という結論が導き出される。

形式主義的な普遍化可能性（第1部）と実体論的な徳論（第2部）をめぐる以上の批判的な検討と考察をふまえた上で、第3部では、「実践的判断力とは身体感覚にはかならず、それは共同体ごとに相対的なため、実質的判断も共同体にしたがって相対的なものとなる」という、本論文が主張する新たな立場をめぐり論証が展開される（そして、これが第二、第三の問いへの応答となる）。第3部前半の第7章では、E. フッサールの価値現象学の議論を参照しつつ、身体に局所化された価値評価的な意識作用としての「価値覚」——すなわち、「身体感覚」それ自体こそが実践的判断力にはかならない、という主張が展開され、この考え方をとれば、定言的価値の意識や価値判断の相対性、さらには価値評価の共有可能性が十分に説明され得るということが主張される。第3部の後半となる第8章では、「実践的判断力としての身体感覚」という議論が、第1部や第2部で検討されてきたカント主義、アリストテレス主義、ヒューム主義などの立場に依拠する各種の絶対説的立場と比較しても、実践的判断にかんする現実にかんする「最良の説明」を提供するという主張がなされる。それを論証するための要となるのは、「実践的判断力としての身体感覚」論は道徳的な悪や不正といった現象にかんする非実体的な説明を提示し得るという点であり、その主張の前提となるものとして、「行為」のイメージの再検討や行為の必要条件としての許容性の意識が論じられる。さらに本章では、「実践的判断力としての身体感覚」という立場に依拠すれば、自由や責任の現象や絶対説的な実践的理論の発生過程についても十分説明されるという主張がなされ、そこから、本稿の立場と対立するフッサールの目的論的な倫理学に対しても批判が加えられる。

結論では、社会的対立の発生、可謬性の理解、法的判断力という三つの観点に即して、「実践的判断力としての身体感覚」という本論文が主張する立場の含意が論じられる。

1. 本論文の意義

本論文は、「規範やルールが適用される具体的な場面において、何が判断の正しさを担保するのか」という、法や道徳にかんする判断をめぐる根本課題に正面から向き合い、それに新たな解答を見出そうとするスケールの大きな試みである。規範的な正義論が主流となっている観のある現代の法哲学・政治哲学の文脈にあって、法的=道徳的な判断過程と正義=公平をめぐる実質的議論との架橋を目指す試みとしても、非常に貴重である。

第1部では、カント的な普遍主義を引き継ぐハーバーマスの「討議倫理」論に加えて、わが国では必ずしも十分な紹介や検討がなされてこなかった、ハーバーマスの批判者や継承者たち——すなわち、A. ヴェルマー、K. ギュンター、G. シェーンリッヒ、R. フォアストといったドイツの理論家たちの議論を十分に消化した上で、独自の整理や批判的分析がなされており、この部分だけを取りあげても、わが国の法哲学、政治哲学、さらには哲学一般への大きな貢献となっている。

第2部では、実践的判断力をめぐる議論が、アリストテレス以来の「徳」をめぐる問題系と接続される。近年では、「徳」の問題は、正義論における「共同体主義」の文脈の一部として論じられる場合がほとんどであったが、本論文は、そうした従来の枠組に囚われず、むしろ「徳」論一般と実践的判断力の連関という問題設定を独自に設定し、この新たな土俵のなかで、かたや M. ヌスバウム、Ph. フット、R. ハーストハウスといったアリストテレス主義的な自然主義的徳論、かたや D. ヒュームやM. スロートらの道徳感情論を徳の源泉を「共感」に求める感情主義的徳論として整理し直し、さらには、A. マッキンタイアによる伝統に内在する合理性をめぐる議論、R. イェッギによる生活形式批判論といった最新の議論について批判的な検討を加えている。本論文のこのような議論枠組の再構成と整理はオリジナルなものであり、それだけでも法思想史や政治哲学史における新たな貢献として評価することができる。だが、それにとどまらず、「形式的な普遍主義とは異なる、実質的な徳論の立場もまた、何からの形而上学的想定に依拠すること無しには維持することができない」といった本論文の主張からは——その成否にかんしては異論がないとは言えないにせよ——哲学的議論における筆者の高度な能力をうかがい知ることができる。

第3部では、E. フッサールによる倫理学にかんする断片を丹念に追い、それを価値現象学として整理=再構成した上

で、「具体的な実践的判断の場面にあつて、どの判断メルクマールが重要となるかを教えてくれるものは、経験を通じて育まれた身体感覚にほかならない」という大胆かつ野心的なテーゼの理論的な論証が試みられる。「最良の説明」をめぐる議論等、必ずしも説得的とは言えない部分も見られるとは言え、フッサールの「倫理学」的側面に正面から取り組む研究は法理学=法哲学の文脈では国内外を問わずほとんど見られないという点や、本論文で取りあげられる事例以外にも、たとえば、言語化が難しい法的判断における「勘 hunch」、あるいは「スジ」や「スワリ」の問題のような、暗黙知の次元の理論的解明にもつながり得るという点を鑑みれば、本論文の試みは多くの可能性を秘めていると評価することができる。

このように、宮田氏の本論文は、数多くの先行研究にかんする丹念な分析、ならびに、それらにかんする批判的検討の蓄積に基づいた、スケールの大きな、独創的研究であり、学術的に高い価値を有すると言える。審査委員は、全員一致で、宮田氏の論文が博士の学位授与に値するものであると判断した。

なお、審査にあたり、本論文に剽窃がないことを確認した。